

新たな運動部活動の在り方

報 告 書

平成30年3月

新たな運動部活動の在り方検討委員会

目 次

第1章 はじめに	・・・・・・・・・・ P 1
背景	

第2章 運動部活動における現状と課題	・・・・・・・・・・ P 2
--------------------	----------------

- 1 本県における運動部活動の現状
 - (1) 部活動の意義と位置付け
 - (2) 本県の運動部活動の現状
 - (3) 運動部活動運営の適正化に向けたこれまでの国及び県の取組
- 2 本県における運動部活動の課題

第3章 新たな運動部活動に向けて	・・・・・・・・・・ P 5
------------------	----------------

～新たな運動部活動の在り方検討委員会の審議のまとめ～

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 これからの運動部活動の在り方2 学校全体としての運動部活動運営について3 教員の資質向上について4 保護者の理解促進について5 市町村教育委員会の役割について6 さらなる運動部活動の充実 |
|--|

第4章 おわりに	・・・・・・・・・・ P11
----------	----------------

第1章 はじめに

背景

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行っている。こうした成果は、国際的にも評価が高く、子供への情熱や使命感をもった献身的な取組の積み重ねの上に成り立ってきたものと言える。

子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまで通り教員の熱意だけにその実現を委ねることは困難となってきた。また、教員の世代交代が進む中で、学校内における教員の世代間の関係が変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となってきた。

さらに、子供の指導を直接担う教員の業務は、学習指導をはじめ生徒指導や部活動などの校務分掌のほか、保護者や地域との連携など多岐にわたるとともに、学校や教員に対する多様な期待は学習指導の充実に対する要請とも相まって長時間勤務という形で表れている。このような実態は、既に、平成25年にOECDが実施した国際教員指導環境調査（TALIS）でも示されてきた。

文部科学省においては、平成27年7月に「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を策定・公表するとともに、平成28年4月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を設置し、同年6月に、部活動の負担軽減、勤務時間管理の適正化、国・教育委員会の支援体制の強化等を示した報告書「学校現場における業務の適正化に向けて」をまとめている。

とりわけ、教員の多忙化の要因の一つとして指摘されている「部活動」については、顧問教員の中には休養日もなく指導を行っている実態もあり、大きな負担を強いることで部活動が成り立っている状況は正常ではなく、適正化を図る必要がある。また、勝利至上主義などによる行き過ぎた活動は、生徒の心身に疲労を蓄積させ、スポーツ障害の要因となるだけでなく、バーンアウト（燃え尽き）などの一因ともなると考えられる。したがって部活動の適正化を図る上で、生徒のバランスのとれた生活や成長を最優先とするべきである。

このため、生徒のバランスのとれた健全な成長への配慮や、顧問教員の業務負担軽減の観点から、運動部活動の実態を明らかにするとともに、各種団体等と連携を図り、新しい時代の教育に向けた持続可能な運動部活動の指導・運営体制の構築を目指し、以下の視点から検討を行った。

1. 学校教育における部活動の位置付けについて
2. 休養日の設定について
3. 運動部活動運営に係る顧問教員の資質向上について
4. 部活動指導員の活用のための制度設計について

第2章 運動部活動における現状と課題

1 本県における運動部活動の現状

(1) 部活動の意義と位置付け

- 部活動は、教育課程外の活動であるが、平成 29 年 3 月告示の中学校学習指導要領の総則「教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ）」に明記され、教育課程との関連により行われる学校教育の一環として位置付けられている。
- 運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育むとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための活動として実施されている。
- 本県では、長年にわたり顧問教員の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協同する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担ってきている。
- 土曜日及び日曜日の運動部活動は、教員の勤務時間としてではなく、教員の自発的な業務として実施されており、学校教育の一環として実施されている教育活動でありながら、自発的活動という特殊性の中で行われてきた。本来は、教員の他の職務と同様に、原則として正規の勤務時間の範囲内で実施すべきものである。

(2) 本県の運動部活動の現状

- 本県が平成 28 年に実施した運動部活動に関する実態調査の結果から、約 8 割の公立中学校が月曜日を休養日として設定しており、平日 1 日の休養日がおおむね確保されている。
- 公立中学校における朝の活動は、約 8 割の学校が実施している。
- 本県中学校体育連盟が平成 29 年に実施した運動部活動における参加大会数調査の結果から、25 競技種目における大会数は、年間で 921 大会である。

(3) 運動部活動運営の適正化に向けたこれまでの国及び県の取組

- 運動部活動については、少子化による生徒数の減少や学校の統廃合、それに伴

う教員数の減少、また、専門性を有する顧問教員の配置状況、生徒の多様なニーズや保護者の学校に対する過度な期待感等への対応など、運動部活動の運営を含めた在り方自体について、様々な課題が指摘されてきた。

- 本県では、平成 19 年 4 月「運動部活動の実施に伴う適切な運営について（通知）」を県教育委員会から発出し、年間を通じての練習日数・練習時間の設定や、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日にするなどを示した。
- 文部科学省は、平成 25 年 5 月に「運動部活動での指導のガイドライン」を作成し、各学校の運動部活動が学校教育の一環として充実したものとなるよう、指導で望まれる基本的な考え方や留意点等を示した。
- 本県では、平成 25 年 5 月「望ましい運動部活動の在り方（三訂版）」を作成し、運動部活動において外部指導者と連携・協同した適切な運営や指導方法等について周知し、平成 29 年 3 月に「運動部活動における適切な休養日の設定等について（通知）」を発出し、学校のきまりとして、中学校では週当たり 2 日以上休養日を設定する旨を示した。
- 中央教育審議会は、平成 29 年 8 月に「学校における働き方改革特別部会」において、部活動の運営については、教員の負担軽減や生徒の発達段階を踏まえた適切な指導体制の充実に向け、休養日を含めた適切な活動時間の設定を行うことが示された。
- 本県では、各競技種目に共通した科学的なトレーニングの根拠に基づく指導理論や、効果的・効率的な指導方法の習得のため、中学校、高等学校及び特別支援学校等の運動部活動指導者（外部指導者を含む。）を対象として、「運動部活動指導者研修会」を毎年実施するとともに、過去に競技歴や指導歴のない顧問がいる公立中学校を対象に外部指導者を派遣するなど、部活動の指導体制の充実を図ってきた。

2 本県における運動部活動の課題

本委員会において、平成 29 年に実施した運動部活動等に関する実態調査の結果から、以下の点が主な課題として考えられる。

- 本県では、国の指導に基づき、平日のうち 1 日と、土曜日及び日曜日のうちいずれか 1 日を休養日とすることを求めてきた。しかし、多くの公立中学校では、運動部活動において休日の約 3 分の 1 しか休養日として確保しておらず、長きに渡り、県等からの指導が行き届いていない。
- 多くの公立中学校では、顧問教員に活動時間が任されており、学校として明確な活動時間の設定がなされていない。
- 運動部活動の顧問のうち 4 割弱が、自らの過去に競技経験がない中で顧問を任されており、自らの指導力不足等による負担を感じている。また、約 5 割の顧問教員が、休養日が少ないとして「自身の心身の疲労・休息不足」等の悩みを訴えている。
- 約 4 割の保護者が、各月の土曜日のうち 4 回以上に部活動の実施を望んでおり、休日を利用した活動の実施を求めている。
- 県中学校体育連盟が実施した運動部活動における参加大会数調査の結果から、25 競技種目における大会数は、年間で 921 大会が行われており、ほとんどの大会が土曜日及び日曜日に実施されている。

第3章 新たな運動部活動に向けて

～新たな運動部活動の在り方検討委員会の審議のまとめ～

- 1 運動部活動は、学校教育の一環として実施される教育活動であり、豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 2 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、顧問教員の指導に係る業務の適正化を図るため、限られた時間で効果的、効率的に実践していく必要がある。
- 3 県教育委員会、市町村教育委員会及び学校は、運動部活動の指導者が適切な運営や指導ができるようにするために、指導者としての資質を向上させるとともに、指導力を身に付けられるよう研修の機会を設定する必要がある。
- 4 学校は、保護者に対し、運動部活動の目的や顧問教員の負担について共通理解を図った上で、一体となって運動部活動を実施していく必要がある。
- 5 市町村教育委員会は、運動部活動が適切に運営されるよう、活動に関する実態を把握するとともに必要に応じて助言するなどの監督をしていく必要がある。
- 6 学校は、学校の実情に応じて合同チームの推進や部活動指導員等を積極的に活用していくとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていく必要がある。

1 運動部活動は、学校教育の一環として実施される教育活動であり、豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

○ 運動部活動は、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、学級や学年を越えて生徒が自主的・自発的に活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育むとともに、仲間や教員との密接な触れ合いの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

○ 運動部活動については、顧問教員一人一人の判断で運動部活動を実施するか否かの論点で捉えるものではなく、全ての教職員が共通理解の下で、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問教員の負担が軽減されるよう、学校としての組織力を高めながら運営を行っていく必要がある。

2 学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、顧問教員の指導に係る業務の適正化を図るため、限られた時間で効果的、効率的に実践していく必要がある。

○ 国や本県が、これまでに通知してきた休養日の設定について遵守する必要がある。

・学校のきまりとして、中学校では週当たり2日以上の休養日を計画的に確保すること。そのうち、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日として設定すること。

○ 運動部活動は、顧問教員が部の運営方針及び指導に関して、単独で活動するものではなく、学校全体の教育活動として運営する必要がある。

○ 本県の公立中学校において、約8割の学校が朝の活動を実施している実態を踏まえ、中学生期の健全な心身の成長に必要不可欠とされる朝食の摂取や睡眠時間の確保をはじめとする生活のリズム等に関して十分に配慮するとともに、スポー

ツ外傷・障害等の防止及び早期対応に万全を尽くすことが必要である。

また、心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、1日の学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間内で活動していくことが必要である。

- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、県中学校総合体育大会などの公式試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる大事な期間であることから、この期間にこそ、十分な調整をする必要がある。
 - 学校は、運動部活動が参加する年間の大会等を把握し、教育委員会の助言を仰ぎながら、生徒の教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査する必要がある。
 - 少子化等により生徒数の規模が縮小している学校においては、学校に設置する運動部活動数について、指導に長けた教員の配置状況や部活動指導員の活用状況を考慮して適正化を図る必要がある。
 - 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会（仮称）」等を設置し、教職員のみならず保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医などの医療従事者等も加えるなどして、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な練習内容や時間（量）、学校と保護者、学校と地域間の連携方策などについて、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を求めていく必要がある。
- 3 県教育委員会、市町村教育委員会及び学校は、運動部活動の指導者が適切な運営や指導ができるようにするために、指導者としての資質を向上させるとともに、指導力を身に付けられるよう研修の機会を設定する必要がある。**
- 運動部活動については、学校の業務として明確に位置付けられ、教員が運動部活動の顧問を担う必要がある。したがって、教員は、部活動の顧問としての資質を向上させるとともに、効果的・効率的な指導方法を身に付けていくことが、自らの指導に係る負担軽減にもつながることから、研修会に参加したり地域のスポ

ーツ外部人材を活用したりすることが必要である。

- 運動部の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動における経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施していくことが必要である。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan (計画) 従来の実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do (実施・実行) 計画に沿って安全に実施
- 3 Check (点検・評価) 実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action (処置・改善) 実施計画や活動内容の見直し、改善

- 教育委員会や学校、各種団体等においては、特に競技経験や指導経験のない顧問教員を対象とした研修の機会を設け、指導に必要な基礎・基本的な知識から、専門的かつ高度な知識を含む科学的な指導理論や、効果的・効率的な指導方法を習得し、顧問教員の負担軽減につながるよう努めていく必要がある。

また、勝利至上主義的などの行き過ぎた指導や体罰等（暴言、セクシャルハラスメントなどを含む。）の不適切な行為の未然防止、教員と生徒間の良好なコミュニケーションの取り方について学ぶとともに、教職員相互の悩みや不安を解消することのできる研修の機会を設ける必要がある。

- 各運動部において近隣の中学校間連携や、中学校と高等学校など異校種間での合同練習会の機会を充実させ、指導者間で積極的な情報等の共有が図ることを求めるとともに、専門的指導力のさらなる向上が図れるよう、指導歴別に分けた研修会などの開催が求められる。

- 顧問教員は、活動目標、指導方針、出場試合等及び具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。

また、日頃の指導においても、顧問教員と生徒間のコミュニケーションを充実させ、練習において「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるよう工夫していくことが必要である。

- 生徒は、技能の向上や試合等で好成績をあげたいと思うあまり、練習をし過ぎる傾向にある。この際、顧問教員は、生徒の発育・発達の段階を十分に考慮して、スポーツ外傷・障害等を防止及び早期対応ができるよう、練習計画の立案に細心の注意を払う必要がある。

スポーツ医・科学的な根拠に基づく研究によると、週当たり 1～2 日休養を確保することが、生徒の身体的及び精神的な疲労回復に極めて有効な手段であるといった報告がなされていることから、中学校では、週当たり 2 日の休養日を計画的に確保することが必要である。

- 顧問は、自らの過去の指導及び競技経験の上に、最新のスポーツ医・科学的な研究の成果等を積極的に取り入れ、それをあらゆる場面で活用できるよう指導力を向上させることが求められる。

こうした情報は、大学や各種研究機関等において、トレーニング（フィジカル面、コンデショニング面、メンタル面、メディカル面等）に関する多岐にわたる効果的な仮説が検証されていることから、各競技種目の特性に応じて積極的に活用していくことが効果的である。

4 学校は、保護者に対し、運動部活動の目的や顧問教員の負担について共通理解を図った上で、一体となって運動部活動を実施していく必要がある。

- 学校は、保護者が子供の居場所として運動部活動を捉えていることや、運動部活動に対して過度に期待し過ぎるといった実態がうかがえることから、保護者に対し、学校が担うべき運動部活動の目的や顧問教員の負担について、一層の理解と協力を促す必要がある。

- 学校は、PTA総会や通信等を利用して、保護者に対し積極的に部活動に関する情報の提供を行い、学校と保護者間の共通理解を図るとともに、地区別懇談会や学校公開等の機会を積極的に利用して、運動部活動の運営方針について、広く発信していくなどの取組を行っていく必要がある。

5 市町村教育委員会は、運動部活動が適切に運営されるよう活動に関する実態を把握するとともに必要に応じて助言するなどの監督をしていく必要がある。

○ 市町村教育委員会は、学校における運動部活動が、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した上で実施されるよう指導するとともに、特に、学校のきまりとして休養日を適切に確保できるよう必要に応じて助言するなど、確実に実行されるよう監督する必要がある。

○ 市町村教育委員会は、学校の運動部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒や顧問教員の過度な負担とならないよう、各学校の運動部活動が参加する大会数が過度にならないよう、助言する必要がある。

6 学校は、学校の実情に応じて合同チームの推進や部活動指導員等を積極的に活用していくとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていく必要がある。

○ 学校は、生徒のスポーツ機会が失われることのないよう複数の学校により合同チームの実施等を積極的に進める必要がある。また、大会等の主催者においても、こうした複数校合同チームが参加できるよう、関係規定の改正等が求められる。

○ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、顧問教員の負担軽減や、顧問教員が地域の指導者として恒常的に参加することがないよう仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制の整備を推進する必要がある。

○ 県教育委員会や県中学校・高等学校体育連盟、その他各種団体等においては、指導者を対象とした指導力向上に向けた研修の機会を設けるとともに、校種間で指導資料（マニュアル）等を作成し共有できるようにするなど、校種間の接続を踏まえた系統的な指導体制の構築に努める必要がある。

- 生徒や保護者の多様なニーズに応じていくため、専門的な知識や技能を有する外部指導者等を活用することは有効である。

運動部活動は、学校において計画する教育活動である趣旨を踏まえ、顧問教員が運営の主体となり、一部の専門的な技術指導を外部指導者等に委ねるなど、顧問教員の負担を軽減するとともに、顧問教員と外部指導者等の役割分担を明確にする必要がある。また、外部指導者等に対して指導を依頼する場合は、校長の責任の下に委嘱し、運動部活動に関する運営方針や各部の指導方針に基づいた指導を行うことが求められる。

- 部活動指導員は、単に技術的な指導にとどまることなく、生徒の人格に十分配慮をするとともに、運動部活動の運営や保護者への対応等、今まで教員が担ってきた業務も行う必要があることから、県及び市町村教育委員会や学校は、部活動指導員に対する研修の充実を図る必要がある。

第4章 おわりに

新たな運動部活動を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識をもち、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、顧問教員の負担軽減を図っていく必要がある。

この「新たな運動部活動の在り方報告書」及び、国が策定する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、県内全域において運動部活動が適正化されるよう、茨城県としての基本方針を定めることを求める。

新たな運動部活動在り方検討委員会委員

【平成29年6月～平成30年3月】

委員長	森田 充	教育庁学校教育部長
委 員	本多 清峰	市町村教育長協議会 会長（水戸市教育委員会教育長）
〃	伴 敦夫	県中学校長会 副会長（水戸市立第一中学校長）
〃	雨海 祐彦	県中学校体育連盟 理事長（水戸市立石川中学校長）
〃	今橋 伸明	県中学校バスケットボール専門部 委員長（常総市立石下中学校教諭）
〃	久保 佳彦	県高等学校体育連盟 理事長（県立水戸第一高等学校教諭）
〃	佐藤 秀行	県PTA連絡協議会 会長
〃	根本 聡	（財団法人）県体育協会 専務理事
〃	柴田 一浩	流通経済大学 教授
〃	向井 直樹	筑波大学 准教授
事務局	藤田 知巳	県教育庁学校教育部保健体育課長
〃	原田 純一	県教育庁学校教育部義務教育課管理主事
〃	五十野 誠	県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当係長
〃	塚田 勝之	県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当指導主事
〃	栗山 貴浩	県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当指導主事
〃	松田 朋子	県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当指導主事